

環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項ただし書及び第六項ただし書、第十四条の四第五項第一号（同法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項第一号、第十五条の二の二並びに第十五条の二の三において準用する同法第八条の四、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第六条第一項及び第十一条並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の二第一号へ及びト(3)の規定に基づき、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年 月 日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の十一を次のように改める。

(令第一条第一号に掲げる廃棄物を収納する運搬容器の構造)

第一条の十一 令第一条第一号に掲げる廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 二 収納しやすいこと。
- 三 損傷しにくいこと。

第一条の十一の次に次の一条を加える。

(感染性一般廃棄物を収納する運搬容器の構造)

第一条の十一の二 感染性一般廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、前条第二号及び第三号の規定の例によるほか、密閉できることとする。

第一条の十四第一号中「に掲げる一般廃棄物」を「に掲げる廃棄物」に、「当該一般廃棄物」を「当該廃棄物」に改める。

第九条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「同じ。」の下に「のみ」を加え、同条第十二号とし、同条第十号中「限る。」の下に「のみ」を加え、同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものであつて、牛の脊柱^{せき}に限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者

第九条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「この項」の下に「（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）」、第十条の四第四項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二

第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「前項」を「第二項」に改め、「当該許可に係る許可証」の下に「（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、前項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

第十条の三第八号中「死体」の下に「のみ」を加える。

第十条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「この項」を「第九条の二第四項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）」、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）」及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）」に、「前項」を「第二項」に改め、「当該許可に係る許可証」の下に「（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）」を加え、同項ただし

書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

第十条の九第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「同条第四項中」の下に「この項（第十条の九第二項）」とあるのは「第九条の二第四項（この項）」と、同条第五項中「を加え、同条第三項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「同条第四項中」の下に「この項（第十条の九第三項）」とあるのは「第十条の四第四項（この項）」と、同条第五項中「を加える。

第十条の十二第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「この項」とあるのは「第九条の二第四項」と、「第十条の十二第二項」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。

第十条の十二に次の一項を加える。

3 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬

を業として行う場合には、第一項の申請書には、前項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 運搬容器の構造図

二 随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具（以下「連絡設備等」という。）の概要を記載した書類

三 事故時における当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具（以下「応急措置設備等」という。）の概要を記載した書類

四 その業務に直接従事する者が次条第二号ロ(1)から(4)までに掲げる事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類

第十条の十三第一号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有する

こと。

第十条の十三第二号中口を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

(1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項

(2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い

(3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置

(4) 緊急時における連絡の方法

第十条の十六第二項中「第四項」を「第五項」に改め、「埋立処分」と「の下に」、同条第四項中「この項」とあるのは「第十条の四第四項」と、「第十条の十六第二項」とあるのは「この項」と「を加える。

第十条の二十二第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「同条第四項中」の下に「この項」とあるのは「第九条の二第四項」と、「第十条の二十二第二項」とあるのは「この項」と、同条第五項中「を加え、同条第三項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「同条第四項中」の下に「この項」とあるのは「第十条の四第四項」と、「第十条の二十二第三項」とあるのは「この項」と、同条第五項中「を加える。

第十一条第五項第六号中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め、同項第七号中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改め、同条第七項中「この項」を「第九条の二第四項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、「第十条の四第四項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第七号及び第九号に掲

げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

第十二条の二第十三項第五号八(1)中「粒子状の物質」を「粒子状の物質等」に改め、「塩化水素」の下に「その他のガス」を加え、同号ホ中「粒子状の物質」を「粒子状の物質等」に改め、同項第七号八(1)中「粒子状の物質」を「粒子状の物質等」に改め、「塩化水素」の下に「その他のガス」を加え、同号ホ中「粒子状の物質」を「粒子状の物質等」に改め、同条第十四項第四号八(1)中「粒子状の物質」を「粒子状の物質等」に改め、「塩化水素」の下に「その他のガス」を加え、同号ホ中「粒子状の物質」を「粒子状の物質等」に改め、同項に次の二号を加える。

五 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

(2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことが出来るものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

八 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。

二 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

六 熔融分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

- (1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。
 - (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。
- 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。

- (3) 外気と遮断されたものであること。
- (4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

八 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

第十二条の七第十三項第四号ニ及び第六号ホ中「粒子状の物質」を「粒子状の物質等」に改め、同条第十四項第二号イ中「反応設備」を「反応器」に改め、同項第三号ホ中「粒子状の物質」を「粒子状の物質等」に改め、同項に次の二号を加える。

四 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破砕すること。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

ハ 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

二 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ヘ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

ト 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

チ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

リ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヌ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフ

エニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

五 溶融分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、溶融固化体を形成するために溶融補助剤として用いられる清浄土等の供給量を調節すること。

ハ 反応中は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ニ 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ヘ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ト 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。

チ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

リ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。

又 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ル 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヲ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ワ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフ

エニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

カ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

第十二条の七の二第一号イ中「第四号イ」の下に、「第五号イ」を加え、「第五号イ」を「第六号イ」に改め、同号口中「第四号二」を「八及びホ、第四号ロ、第五号二」に、「第五号二」を「第六号二」に改め、同号八中「第三号二(1)」を「第三号二、第四号二(1)」に、「第四号ロ(1)並びに第五号ロ(1)」を「第

五号口(1)並びに第六号口(1)」に改め、同号二中「次条第三号八」を「次条第四号八」に、「第四号口(2)」を「第五号口(2)」に、「第五号口(2)」を「第六号口(2)」に改め、同号ホ中「次条第四号八(2)」を「次条第五号八(2)」に改める。

第十二条の七の三中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第十二条の七第十三項第二号八、第三号八、第四号八、第五号八、二及びホ(2)並びに第六号二並びに第十四項第二号二、第三号二、第四号二、第五号二及びホ並びに第十五項第三号八及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定を行った位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果

八 第十二条の七第十三項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ、第六号ヘ及びヲ並びに第十四項第二号ヘ、第三号ヘ及びヲ、第四号又、第五号ト及びワ並びに第十五項第二号の規定によりその例によることとされた第十三項第三号ホ並びに第十五項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る試料を採取した位置
- (2) 当該測定に係る試料を採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

二 第十二条の七第十三項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十四項第三号ホ、第四号ホ及び第五号ヘの規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

ホ 第十二条の七第十三項第四号チ及び第六号リ並びに第十四項第三号リ、第四号ト及び第五号又の規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る生成ガスを採取した位置

- (2) 当該測定に係る生成ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

第十二条の九第四項中「の規定」を「及び第八項の規定」に改め、「第十一条第七項中」の下に「前項第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第七号及び第九号に掲げるもの」と、同条第八項中「この項（第十二条の九第四項）」とあるのは「第十一条第八項（この項）」と、「第六項」とあるのは「第三項」と、「を」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第十二条の十一の三第三項中「の規定」を「及び第八項の規定」に改め、「第十一条第七項中」の下に「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の三第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「を」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第十二条の十一の四第三項中「の規定」を「及び第八項の規定」に改め、「第十一条第七項中」の下に

「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「を」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第十二条の十二第三項中「第十一条第七項の規定」を「第十一条第八項の規定」に、「第十一条第七項中」を「第十一条第八項中」「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「に」、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

様式第七号中「~~第9条の2第3項~~」を「~~第9条の2第4項~~」に改める。

様式第九号中「~~第10条の4第3項~~」を「~~第10条の4第4項~~」に改める。

様式第二十号中「~~第11条第7項~~」を「~~第11条第8項~~」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十二年環境省令

第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条に次の一号を加える。

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が确实かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったと都道府県知事が認められた場合であつて、次に掲げる場合

イ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡す場合

ロ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者が譲り受ける場合

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の見直し)

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画については、少なくとも五年ごとに検討が加えられ、その結果に基づき必要な見直しが行われるものとする。

附則第三条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「審回」を「審出」に改める。

様式第二号中「~~縣~~」を「~~市~~」に改める。

様式第三号中「~~縣~~」を「~~市~~」に改める。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。